

令和4年4月15日

長久手市小中学校保護者様

長久手市教育委員会教育長 大澤 孝明

## 長久手市の部活動「活動日及び活動時間」について

保護者の皆様には、日頃から本市の教育行政並びに各学校の教育活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、愛知地区4市町の教育長の連名で「中学校の部活動のあり方について」という文書を、中学校の保護者に配付しました。長久手市教育委員会では、小中学校の部活動について「児童生徒の健康維持」「教員の負担軽減」といった観点から検討してまいりました。つきましては、部活動の活動日、部活動の活動時間について、原則として下記のとおりとします。ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、参考として、「中学校の部活動のあり方について」の内容を掲載しておきます。

### 記

#### 1 活動日

##### ＜通常の期間＞

###### (1) 小学校

- 平日の内、2日間を休養日とする。（基本の曜日を決める）。
- 日曜日・祝日は休養日とする。
- 日曜日・祝日に実施した場合は、休養日の代替日を平日に設定する。

###### (2) 中学校

- 平日の内、2日を休養日とする。（基本の曜日を決める）。
- 土曜日・日曜日の内、1日を休養日とする。
- 家庭の日は休養日とする。
- 3連休以上の場合、少なくともその半分（3連休であれば1・5日）は休養日（休養時間）とする。
- テスト週間中及びテスト期間中は休養日とする。
- 土曜日・日曜日の両日実施した場合は休養日の代替日を別の週の土曜日・日曜日に設定する。この場合、月初めから月終わりまでの1か月の間で調整する。
- 各種大会等で勝ち上がり方式のため、2週以上にわたって土曜日・日曜日に活動する場合は、代替日として平日に休養日を設定する。
- 「家庭の日」「年末・年始休業日」「テスト週間・テスト期間」「学校閉校期間（8月中旬）」は代替日の対象とならない。

##### ＜夏休み・冬休み・春休み＞

###### (1) 小学校

- 土曜日・日曜日・祝日は休養日とする。
- 「学校閉校期間（8月中旬）」「年末・年始休業日」は休養日とする。

###### (2) 中学校

- 大会以外の土曜日・日曜日・祝日は休養日とする。
- 「学校閉校期間（8月中旬）」「年末・年始休業日」は休養日とする。
- 各種大会等で土日に活動した場合は、代替日として平日に休養日を設定する。

## 2 活動時間

<平日・土曜日・日曜日・祝日>

(1) 小学校

- 朝練習は行わない。
- 活動時間は平日を2時間以内、土曜日・日曜日・祝日を3時間以内とする。（練習試合や大会は含まない）
- 日没までに児童が帰宅できるように活動を終える。

(2) 中学校

- 朝練習は行わない。ただし、朝練習を実施する場合は、目的が明確であり、補助的で最小限の期間に限っての活動とする。活動は生徒の自主的な選択による参加とし、活動時間は30分以内とする。
- 活動時間は、平日を2時間程度、休日を3時間程度とする。1日練習の場合は、午前3時間程度、午後3時間程度の活動とし、翌日は半日練習または休養日とする。
- 日没までに生徒が帰宅できるように活動を終える。

<夏休み・冬休み・春休み>

(1) 小学校

- 活動時間は3時間以内とする。
- 活動時間は、教職員の勤務時間に合わせる。

(2) 中学校

- 活動時間は3時間程度とする。1日練習の場合は、午前3時間程度、午後3時間程度の活動とする。ただし、1日練習を行う場合は、翌日は半日練習または休養日とする。
- 活動時間は、教職員の勤務時間に合わせる。

## 3 その他

- 新型コロナウイルス感染症の対策を徹底した上で実施する。感染状況によっては、教育活動ガイドラインに応じて活動中止や活動時間の短縮等の措置をすることがある。
- 健康面に配慮し、猛暑や雷雨等の異常気象時においては、教育委員会や学校の判断により、活動中止や活動時間の短縮等の措置をすることがある。

<参考 「中学校の部活動のあり方について」>

令和4年4月7日配付

1 通常期間の活動について

- (1) 平日の1日は、休養日とする。
- (2) 土日のうち1日は、休養日とする。  
\* 大会出場により休養日を設定できない場合は、代替日を設定する。
- (3) 家庭の日（毎月第3日曜日）は、休養日とする。
- (4) テスト週間・期間は、休養日とする。

2 長期休業中の活動について

- (1) 大会以外の土日祝日は、休養日とする。（活動した場合は平日を代替日とする）
- (2) 学校閉校期間（8月中旬）は、休養日とする。
- (3) 年末・年始休業日は、休養日とする。
- (4) 1日練習を行う場合は、翌日は半日練習または休養日とする。（1日練習は連続しないこと）

3 活動時間について

- (1) 平日2時間程度、休日3時間程度とする。（ただし、やむを得ない場合は、1日練習を午前中3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。ただし、その場合も1日練習は連続しないこととする）

4 朝練習について

- (1) 原則「なし」とする。しかし、目的が明確であり、補助的で最小限の期間に限っての実施は認める。その場合は、登校時間における安全に十分配慮した開始時間とし、自主参加とする。